米川地域づくり拠点施設　愛称募集要項

1．目的
下松市で唯一の中山間地域で、北の玄関口となる米川地域において新たに建設する「米川地域づくり拠点施設」は、『地域づくり、地域防災、にぎわい交流の拠点』の３つをコンセプトとして、現在、整備を進めています。
市民をはじめ、多くの利用者に愛され親しまれる施設となるよう、施設の愛称を広く募集します。

2．募集内容
米川地域づくり拠点施設の『 愛称 』を募集します。
・わかりやすく、親しみやすい作品　　・呼びやすく、覚えやすい作品
・施設の基本コンセプトがイメージできる作品

【基本コンセプト】

①	地域づくりの拠点	本市で唯一の中山間地域となる米川地域の豊かな自然（米泉湖の景観、滝ノ口河川公園でのホタル観賞、川遊び、もみじ狩り、ハイキングコース）や、ゆず、米川米、米川そば、あまご、四季折々の野菜などの特産品を生かした地域づくりの拠点となる施設を目指します。
②	地域防災の拠点	地域の総合防災力の充実と強化につながる施設を目指します。
③	にぎわい交流の拠点	子どもからお年寄りまで、地域内外から多様な世代が集い、人の輪が広がる施設を目指します。

3．応募資格
・下松市内に在住、在勤、在学する等、下松市や米川地域にゆかりのある人
・未成年者については、保護者等の同意を得たうえでご応募ください。



4．応募期間
令和８年 11 月 16 日（月）～　12 月 18 日（金）※必着

5．応募方法
応募は１人につき１点とします。（複数応募は無効となります。）
応募方法は、①電子応募、②応募箱への投かん、③郵送、④FAX のいずれかとします。
各応募方法の手順については、次のとおりです。
応募用紙は、募集チラシ、または市ホームページの二次元コードからアクセスしてご応募ください。

応募方法	手　　順
①電子応募 （ インターネットからの応募）	右の二次元コードまたは下記アドレスから専用フォームにアクセスし、必要事項を入力してご応募ください。 【応募フォームはこちら】 （URL）https://logoform.jp/form/AcMw/1837830
②応募箱への投かん	応募用紙に必要事項を記入して、応募箱に投かんしてください。 応募用紙と応募箱は次の場所に設置します。 【設置場所】 市役所総合受付、市役所地域政策課（4 階①窓口）、市内公民館（中央、久保、末武、花岡、豊井、笠戸、深浦、笠戸島、米川）、市立図書館、スターピアくだまつ、保健センター、こども家庭センター「ハピスタくだまつ」、中村総合福祉センター、勤労者総合福祉センター、社会福祉協議会、老人福祉会館「玉鶴」、駅南市民交流センター「きらぼし館」、栽培漁業センター「ひらめきパーク笠戸島」、国民宿舎「大城」、スポーツ公園体育館「トラックワンアリーナ」、恋ヶ浜クナイパーク　他 【設置期間】 令和８年 11 月 16 日（月）～12 月 18 日（金）必着 ※応募用紙の投かんは各施設の開館時間とします。
③郵送	市内の公共施設等に備付けの応募用紙に必要事項を記入して、令和８年 12 月 18 日（金）【必着】までに「10.提出先・お問い合せ先」に郵送してください。
④FAX	市内の公共施設等に備付けの応募用紙に必要事項を記入して、令和８年 12 月 18 日（金）【必着】までに FAX（0833-53-0005）により米川公民館宛てに送信してください。

6．応募作品の留意事項
・新たな施設の基本コンセプトである『 地域づくり・地域防災・にぎわい交流の拠点 』がイメージできる作品であること。※基本コンセプトの内容は右の二次元コードよりご参照ください。
・漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字で構成されている作品であること。
・わかりやすく、親しみやすい作品であること。
・呼びやすく、覚えやすい作品であること。
・現存の他の公共施設の名称や愛称と同一または類似した作品でないこと。
・自作かつ未発表で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しない作品であること。
・公序良俗に反しない作品であること。

基本計画【概要版】

7．選考方法・結果発表・副賞
（1）選考方法
① 形式審査
第三者が有する著作権等の権利を侵害する作品、公序良俗に反する作品、応募資格や応募作品の留意事項を満たしていない作品などを除くための事前審査を事務局にて行います。

② 1 次審査
米川公民館運営委員会での審査において、10 作品程度を選考します。
※米川公民館運営委員会は、米川地区の自治会や社会福祉協議会をはじめ、各種の地域団体で構成される組織です。

③ 2 次審査
1 次審査で選考された作品の中から、市長を含む市の審査会において選考し、愛称を決定します。応募が最多の愛称が採用されるとは限りません。同じ愛称に複数の応募者がいる場合は、愛称の理由や込められた想いなどをもとに総合的に選考します。

（2）結果発表
決定した愛称は、その理由・想い、命名者の氏名・住所（市区町村）とともに、市広報及び市ホームページで発表します。

（3）副賞
・最優秀賞（1 作品／1 万円相当の品）
・優 秀 賞（2 作品程度／5 千円相当の品）
・優 良 賞（7 作品程度／2 千円相当の品）

8．その他
・応募用紙に必要事項の記載がない場合は、無効となる場合があります。
・ 1 人が 2 点以上を応募された場合は、無効となる場合があります。
・応募資格において、虚偽が判明した場合は、無効となる場合があります。
・採用された愛称については、本市において必要な修正を行う場合があります。
・採用された愛称に関する一切の権利は、すべて下松市に帰属するものとします。
・採用された愛称については、施設の看板表示やパンフレット等の印刷物、広報誌や市ホームページ等で広く使用します。
・企業名や個人名が記載されたものは無効となります。
・応募者の個人情報は、愛称募集に関わる事務以外では使用いたしません。

9． 今後のスケジュール
・令和 8 年 11 月 16 日（月）：募集開始
・令和 8 年 12 月 18 日（金）：募集締切
・令和 9 年 1 月頃　　：1 次審査
・令和 9 年 2 月頃　　：2 次審査、愛称決定
・令和 9 年 3 月頃　　：授賞式



10．提出先・問い合わせ先
〒744-8585　山口県下松市大手町三丁目 3 番 3 号
下松市地域振興部 地域政策課 米川地域拠点施設準備室（市役所 4 階①）
電話番号　　0833-45-1755（地域政策課）／ 0833-53-0001（米川公民館）
F A X　　0833-53-0005（米川公民館）
M a i l　　chiikiseisaku@city.kudamatsu.lg.jp